

京都大学事務組織規程新旧対照表	
改正前	改正後
(前 略) 第3章 部局の事務組織 (部局に置く事務部) 第17条 文学研究科、教育学研究科、法学研究科、経済学研究科、理学研究科、医学研究科、薬学研究科、工学研究科、農学研究科、人間・環境学研究科、エネルギー科学研究所、情報学研究科、生命科学研究所、地球環境学堂、人文科学研究所、再生医科学研究所、基礎物理学研究所、ウイルス研究所、経済研究所、数理解析研究所、原子炉実験所、靈長類研究所、東南アジア研究所、iPS細胞研究所、附属図書館及び医学部附属病院並びに宇治地区に部局事務部を置く。 2 前項の事務部のうち、理学研究科、医学研究科、工学研究科、農学研究科、原子炉実験所、附属図書館、医学部附属病院及び宇治地区の事務部に部長を置き、それ以外の事務部に事務長を置く。	第3章 部局の事務組織 (部局に置く事務部) 第17条 (同 左)
3～15 (略) 16 第1項に定めるもののほか、再生医科学研究所、ウイルス研究所及びiPS細胞研究所の事務のうち特定の事務を併せて処理するため部局事務部を置き、その名称は、病院西地区共通事務部とする。 17 前項の事務部に事務長を置き、再生医科学研究所事務長、ウイルス研究所事務長又はiPS細胞研究所事務長をもって充てる。 (中 略) 第24条 宇治地区事務部に、次に掲げる課を置く。 総務課 経理課 研究協力課 施設環境課 2 前項の課に課長を置く。  (中 略) 第4章 その他 (職責) 第26条 第8条第2項に定める室長及び第18条から第24条までに定める課等の長は、上司の命を受け、事務を処理する。 (後 略)	2 前項の事務部のうち、理学研究科、医学研究科、工学研究科、農学研究科、原子炉実験所、附属図書館、医学部附属病院及び宇治地区の事務部に部長を置き、それ以外の事務部に事務長を置く。 <u>ただし、再生医科学研究所事務長、ウイルス研究所事務長及びiPS細胞研究所事務長については、第17項に定める事務部長又は第24条の2第2項に定める課長をもって充てる。</u> 3～15 16 } (同 左) 17 前項の事務部に事務部長を置く。 第24条 } (同 左) 2 第24条の2 病院西地区共通事務部に、次に掲げる課を置く。 総務課 経理課 2 前項の課に課長を置く。 第4章 その他 (職責) 第26条 第8条第2項に定める室長及び第18条から第24条の2までに定める課等の長は、上司の命を受け、事務を処理する。 附 則 この規程は、平成22年10月1日から施行する。